平成３０年（フ）第１６１号
兵庫県姫路市青山南１丁目２番６－304号
県公営住宅青山団地６号棟、従前の住所兵庫県揖保郡太子町東出162番地35
債務者　蒲田　健作
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１６２号
兵庫県姫路市青山南１丁目２番６－304号
県公営住宅青山団地６号棟、従前の住所兵庫県揖保郡太子町東出162番地35
債務者　蒲田　美幸
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１６５号
兵庫県姫路市増位本町２丁目10番１－207号
ＢＡＳＥ１北姫路Ａ棟
債務者　土肥　喜一
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第９８号
長崎県長崎市立岩町28番11－105号
債務者　西　　久幸
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９９号
長崎県長崎市富士見町24番14号　302
債務者　山下　勝利
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１００号
長崎県長崎市富士見町24番14号　302
債務者　山下きよ子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９２号
静岡市清水区三保1012番地　宮城島アパート201号
債務者　遠藤　梅子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３５４号
大阪府枚方市出口６丁目９番１－209号
債務者　小野寺奈穂
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７８号
横浜市神奈川区羽沢町1556番地２　レジデンス内田Ａ－205号
債務者　平野とも子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６７０号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目５番31号　ルミエール２－203
債務者　大谷ゆか里
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５０号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート４－901
債務者　青柳　広美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３６８号
東京都町田市西成瀬２丁目17番22号ロイヤルタウン９－102
債務者　滝上伊早子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２４５号
東京都昭島市上川原町３丁目２番２－101号
債務者　畑田　雅人
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４７０号
東京都小平市小川町１丁目333番地田口マンション405号
債務者　尾﨑　資裕
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７４号
栃木県小山市東城南１丁目１番地３　シャトレ海老沼604号
債務者　山口江利子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１７号
栃木県宇都宮市立伏町478番地143
債務者　永井　博行
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係